

生徒通学規程

第1条 全体

- 1 登校時間は、午前7時40分から午前8時20分までとする。
- 2 交通ルールを遵守し、安全な通学に心がけるとともに、余裕をもって5分前に登校するように習慣付ける。
- 3 学校に届けてある経路で登校する。独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用などに関係するため、指定された通学路で登校する。
- 4 登校後は終業まで校外に出てはならない。忘れ物を取りに家に帰るときは、事前に学級担任の許可を得る。その際も、午前8時20分までに学校に戻る。
- 5 下校時間は特に定めないが、用のない生徒は、終会後に速やかに帰宅する。ただし、部活動を行う者は、部活動規程により下校時間を定める。

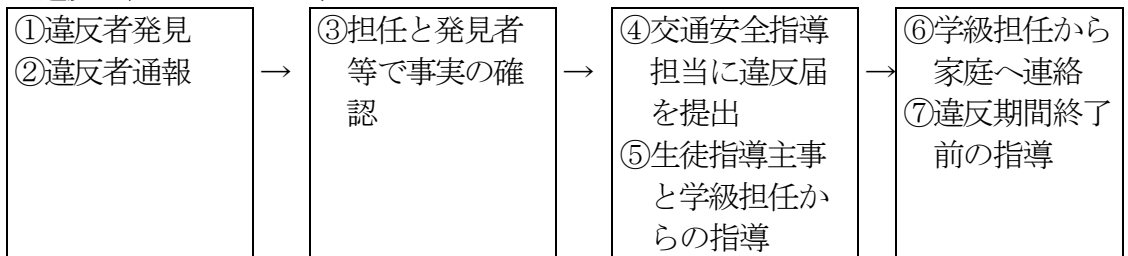
第2条 自転車通学

- 1 自転車通学は、許可制とする。指定された地区以外で自転車通学を希望する生徒及び保護者は、入学する年度初に本校が指定する様式で願を提出する。
 - (1) 自転車通学ができるのは、田井小学校区の生徒、上北谷小学校区の生徒、および明品町観音坂以遠の地域の生徒とする。
 - (2) (1)以外の地区で自転車通学を希望する生徒及び保護者は、入学する年度初に本校が指定する様式で願を提出する。
- 2 自転車を使用する通学は、年度末休業から11月30日までを原則とする。天候により危険であると校長が判断するときは、自転車での通学を許可しないことがある。
- 3 次のことを常に守っている状態を確認して、使用を許可する。
 - (1) 正しく整備され、乗り手の体に合う安全な自転車である。
 - ① サドルに座って、両足が地面に着くこと。
 - ② 前後のブレーキやベルがきちんと働くこと。
 - ③ ライトがきちんとつくこと。
 - ④ 不要な改造を加えていないこと。
 - (2) 防犯登録が済み、そのステッカーが貼ってある。
 - (3) 顎紐を締めて、ヘルメットをきちんとかぶる。
 - (4) 交通ルールをきちんと守る。
 - (5) 本校の自転車通学許可願を提出する。
 - (6) 自転車に許可証(ステッカー)を貼り、ヘルメットに番号(ステッカーの番号)が書かれてある。
- 4 許可条件や交通ルールに違反した場合は、学校で指導し、保護者に連絡する。違反が繰り返される場合には、自転車通学を停止または取り消しとする。
- 5 整備不良の自転車を使用しているときは、整備が完了するまで、自転車通学を停止する。
- 6 街頭指導や安全指導、または登下校時において違反行為があった場合は、見付けた職員が対象生徒をその場で指導する。その後、交通安全担当者及び学級担任に連絡する。学級担任は、対象生徒を指導し、必要に応じて家庭に連絡する。
- 7 自転車通学許可の条件に違反した者は、以下のように自転車通学を停止する。学級担任は、保護者に連絡する。
 - (1) 違反の停止期間

No.	違反項目	停止期間
①	整備不良自転車	不良箇所を直すまで
②	並走	違反日から1週間
③	一時不停止	

④	信号無視	
⑤	傘差し運転	
⑥	無灯火運転	
⑦	ハンドルの上下の改造	
⑧	色や形の変更	
⑨	立ちのりステップ取付	
⑩	荷台の跳ね上げ	
⑪	ヘルメットの無着用	
⑫	ヘルメットの整備不良	
⑬	ヘルメットの顎紐の締め方	
⑭	ながら運転（イヤホン、本読み）	
⑮	ステッカーの無添付	学級担任にステッカーを貼ったことを確認してもらうまで
⑯	二人乗り（二人とも違反の対象）	双方とも自転車通学許可の停止（無期限）
⑰	①～⑯の2回目の違反	2週間の停止
⑱	①～⑯の3回目の違反	自転車通学許可の停止（無期限）

(2) 違反の認知フローチャート



- 8 自転車は、入学前オリエンテーションで定められた場所に駐車する。
- 9 必ず施錠し、荷物とヘルメットを校内に持ち込む。
- 10 事情により自転車で下校できないときは、学年主任の許可を得て、自転車を置いて下校してもよい。

第8条 悪天候の日や冬期間の通学は、次のように定める。

- 1 積雪や天候に適した防寒の上着や靴で通学する。
- 2 できるだけ歩道を通る。積雪により歩道が使えないときは、歩道や路肩に沿って通学する。
- 3 次のような天候や道路状況のときは、自転車による通学をさせない。
 - (1) 降雪が予想される場合
 - (2) 路面が凍結し、スリップしやすいと思われる場合
 - (3) 路面に積雪があり、自転車での通行が困難であったり、安全を確保しがたかったりする場合
 - (4) 吹雪や大雨、強風などで見通しがきかないと思われる場合
 - (5) その他、危険であると判断する場合
- 4 下校するときに自転車での帰宅が困難であるときは、安全確保のため、自転車を押して帰宅させたり、自転車を学校に置いて帰宅するなどの措置をとる。保護者には、メール及び文書等で連絡する。
- 5 保護者に自家用車で生徒の送迎を連絡するときは、メールまたは文書で周知する。